



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	巻頭の辞
Author(s)	今村, 成和; IMAMURA, S.
Citation	北海道大學 法學會論集, 10(1-4), 1-2
Issue Date	1960-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27779
Type	editorial
File Information	10(1_4)_P1-2.pdf



巻頭の辞

昭和三四年一月一三日満六三歳に達せられた松岡修太郎教授が、本年三月末日附をもつて北海道大学を定年退職せられるに当り、本誌を捧げて、われらの褒らざる感謝のしるしとしたい。

松岡教授は、大正一一年三月東京帝国大学法学部政治学科を御卒業後、永く、職を京城帝国大学に奉ぜられたが、敗戦により帰国されて後、金沢大学教授を経て、去る昭和二八年三月北海道大学教授として、法学部に赴任された。爾来七星霜、其の期間は、教授のこれ迄の御経歴の中にあつては、決して長いものとはいえないが、憲法講座担当の教授として、学部及び教養部の学生に対し、終始たゆまざる講義を続けられた許りでなく、昭和三二年四月より昭和三四年三月に至る間には、法学部長として、なお未完成の状態にあつた同学部の陣容充実に努められ、その間昭和三年三月には、大学院法学研究科に公法専攻の増設を見るに至つた。又、昭和三四年七月には、特に乞われて教養部長の任に就かれ、当時の難局を見事に打開せられたことは、われらの記憶に新たなるところである。

教授は寡作の人として知られているが、その重厚な学風は、いささかも奇をてらうことを好まれず、中庸を得た思索の跡を示されるのを常としている。従つて、一見するところは穩健の一語に尽きるが、忠実なる読者は、その論述が、確たる自由主義的民主主義の理念に裏付けられたものであることを知る上に、多くの困難を感じないであらう。教授の労作を系統的にひもとけば、教授のこの思想は、明治憲法時代以来のものであることが理解されるのである。

このように、教授はまさに信念の人であり、その風格は、われら後進を裨益するところ多大であつた。この度御在任中の功績により北海道大学名誉教授の称号を受けられるに至つたことは、まことに、慶賀に堪えないところであり、どうかこれからも一層健康に留意され、これまで以上の御活躍を祈念してやまない次第である。

昭和三五年五月

北海道大学法学会長

今 村 成 和